

各 位

上場会社名 佐鳥電機株式会社

代表者名 代表取締役 社長執行役員 佐鳥 浩之

(コード番号 7420 東証プライム市場)

問合せ先 取締役 常務執行役員 諏訪原 浩二

(T E L 03-3451-1040)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023 年8月 23 日開催予定の 2023 年5月期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)」の施行により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となりました。当社は、遠隔地の株主の皆様を含め、より多くの株主の皆様が株主総会に出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、予期しない感染症の拡大や自然災害等の大規模災害発生時のリスクの低減、社会のデジタル化の推進等を念頭に、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資するものと考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第11条に第2項を新設するものであります。

なお、当社は、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令および法務省令で定める要件に該当することについて、2023 年3月3日付で経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

当社としましては、株主総会の開催方式を実際に決定するにあたっては、株主の皆様の権利の保障を 最優先とし、当社および株主の皆様の状況のほか、感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の 発生や社会全体のデジタル化の動向等を踏まえて、開催の都度、慎重な検討を行い、取締役会の決議に より決定いたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

(1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 2023年8月23日(水)

(2) 定款一部変更の効力発生予定日 2023年8月23日(水)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集)	(招集)
第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招	第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招
集し、臨時株主総会は、必要がある場合、随時	集し、臨時株主総会は、必要がある場合、随時
これを招集する。	これを招集する。
(新設)	② 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総
	会とすることができる。

以上